

浅口市障害者医療費給付条例の一部を改正する条例

令和 8 年 6 月 30 日

条例第15号

浅口市障害者医療費給付条例(平成18年浅口市条例第121号)の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

- 5 令和 8 年 7 月 1 日から同月 31 日までの間における第 3 条第 2 項第 2 号に掲げる老齢福祉年金の支給停止に関する規定については、国民年金法施行令等の一部を改正する政令(令和 7 年政令第 355 号)附則第 7 条中「令和 8 年 8 月以後」とあるのは「令和 8 年 7 月以後」と、「同年 7 月以前」とあるのは「同年 6 月以前」と読み替えたものとして適用する。

附 則

この条例は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。